

平成19年12月19日

各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号  
株式会社 新生銀行  
代表執行役社長 ティエリー ポルテ

### 第8期中間決算公告の一部訂正について

第8期中間決算公告(連結)につき一部訂正がありましたので、別紙の通りお知らせいたします。

以 上

【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

(中間連結貸借対照表の注記)

(訂正前)

28. 貸出金のうち、破綻先債権額は623百万円、延滞債権額は39,076百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,041百万円、延滞債権額は2,936百万円であります。
29. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,961百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,651百万円であります。
31. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,205百万円であります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,773百万円であります。
- なお、28. から31. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(訂正後)

28. 貸出金のうち、破綻先債権額は814百万円、延滞債権額は41,682百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は895百万円、延滞債権額は5,365百万円であります。
29. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,958百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,648百万円であります。
31. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,999百万円であります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,052百万円であります。
- なお、28. から31. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

以上